

自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

案要綱

自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九号）附則第一

条ただし書に規定する規定の施行期日を平成二十年一月一日とすること。